

大田区の「経営強化資金」の利子補給と
東京都の「経営一般」の信用保証料補助の併用について

大田区の「経営強化資金（借換除く）」のあっせんを受けた方で、東京都の「経営安定融資（経営一般）」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

1 併用する場合の制度概要

(1) 保証申込制度名

東京都中小企業制度融資「経営安定融資（経営一般）」

(2) 融資対象

次の要件をすべて満たしていること。

① 小規模企業者であること

※従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等

② 借換資金を含まない資金調達であること。

③ 東京都制度融資及び大田区融資あっせん制度の融資対象基本要件を満たしていること。

④ 大田区内に、住所（個人は住民登録地、法人は登記上の本店所在地）又は事業所を 1 年 3 か月以上有すること。

⑤ 大田区内で、同一事業を原則として同一場所で引き続き 1 年 3 か月以上営んでいること。

⑥ 「直近 3 か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」が前年同期と比較して、5% 以上減少していること。

(3) 融資条件

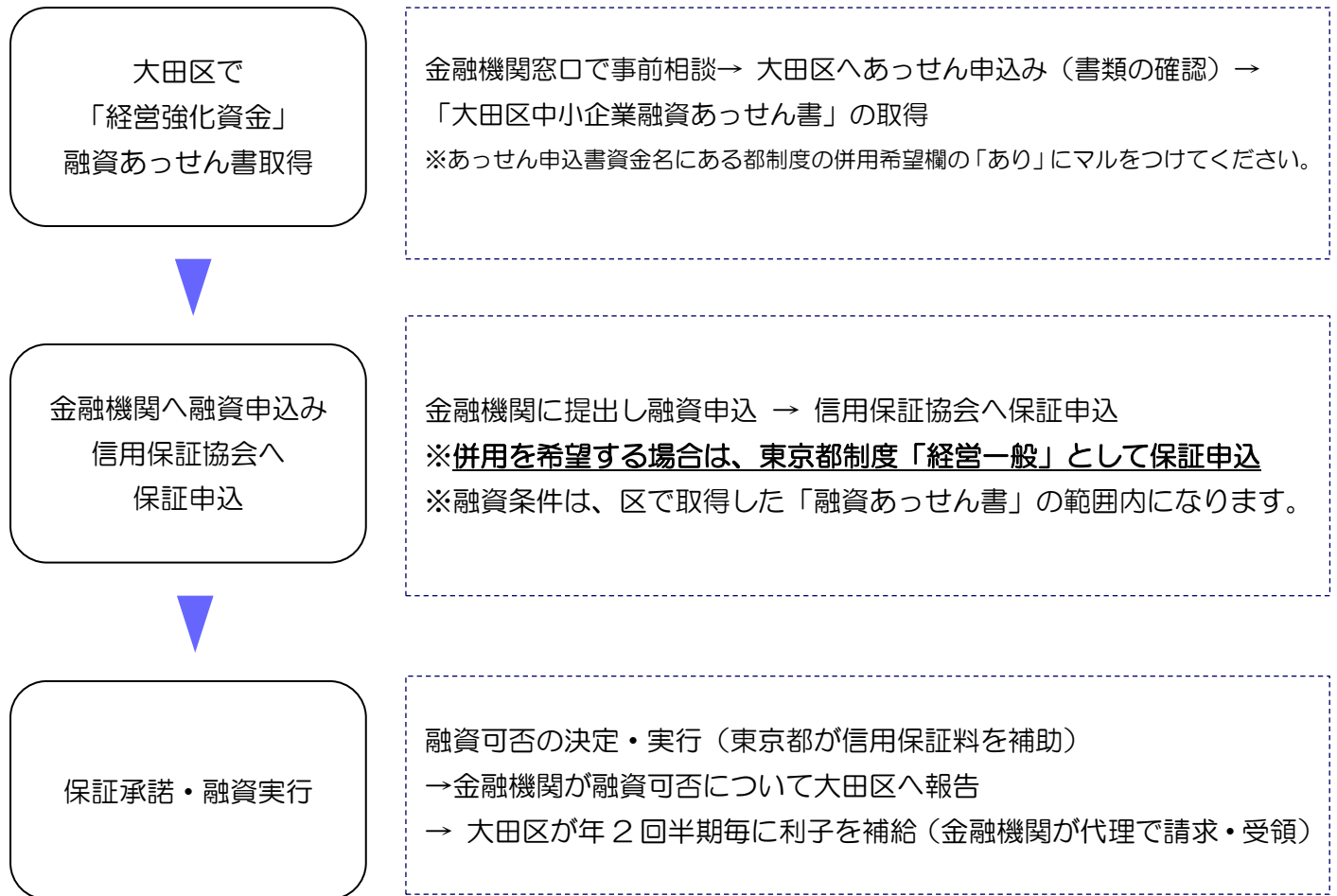
資金用途	融資限度額	返済期間	融資・償還方法
運転資金	1,000 万円	84 か月以内 (据置 12 か月以内)	証書貸付 元金均等返済

(4) 金利及び信用保証

大田区が利子の一部を、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助します。

対象者	金利	利子補給率	本人負担率	信用保証料補助
小規模企業者	1.5% 以内	1.3%	0.2% 以内	1/2

2 お申し込みの流れ



3 その他

- 次に該当する方は、大田区「経営強化資金」の利子補給と東京都「経営一般」の信用保証料補助の併用ができません。
 - ・小規模企業者に該当しない方
 - ・直近3か月間の売上実績を前々年同期と比較している方
 - ・直近1年間の売上実績を前年又は前々年同期と比較している方
- (1) 大田区「経営強化資金（小口）」を申込みの方は、東京都「小口」との併用ができる場合があります。
(2) 借換資金を含む「経営強化資金」を申込みの方は、東京都「特別借換」との併用ができる場合があります。
- 信用保証協会へ保証申込する際に、一般的な必要書類に加え、『「経営一般」該当届』の提出が必要です。

〔問合せ先〕

(区制度に関すること) 大田区 産業経済部 産業振興課 融資係 TEL: 03(3733)6185
(都制度に関すること) 東京都 産業労働局 金融部 金融課 TEL: 03(5320)4877
(信用保証に関すること) 東京信用保証協会大田支店 TEL: 03(5710)3610